



福島医発第2630号(地)
平成23年 3月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な
重度障害者等の入院に係る支援について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、被災地等の医療機関においては、緊急的な対応が行われているところであります。

また、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要なALS等の重度障害者等におかれ
ては、十分な電力供給に問題が生じる中、安全な生活の確保が必要であります。

このような状況を踏まえ、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要なALS等の重
度障害者等の入院に係る生活の支援については、下記のとおり取り扱われる旨、日本医師会
より通知が参りましたので、関係会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

【入院における生活の支援に関する取扱いについて】

- (1) 保険医療機関の入院に係る看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われ
るもので、患者の負担による添付看護が行われてはならないこととなっております。
- (2) ただし、例えば、コミュニケーション手段について、独自の特別な技術を要する重度
のALS患者等については、当該患者との円滑な意思疎通を行うため、この手段につい
て熟知している支援者が必要となる場合があります。
- (3) このため、今般の震災により被災した重度障害者等であって、入院中に当該患者の生
活の特性を熟知している支援者による生活支援が必要な患者については、保険医療機関
の入院において(1)の取扱いに関わらず、当面、当該患者の生活に係る支援を実施し
て差し支えないこととなります。(つまり、当面、生活支援者の添付が認められます。)
- (4) なお、保険医療機関に滞在し、医学的管理等が行われた場合については、保険診療と
しての治療ということになります。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 249) F

平成 23 年 3 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な
重度障害者等の入院に係る支援について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、被災地等の医療機関においては、緊急的な対応が行われているところであります。

また、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な A L S 等の重度障害者等におかれ
ては、十分な電力供給に問題が生じる中、安全な生活の確保が必要であります。

このような状況を踏まえ、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な A L S 等の重
度障害者等の入院に係る生活の支援については、下記のとおり取り扱われますのでご連絡申
し上げます。

記

【入院における生活の支援に関する取扱いについて】

- (1) 保険医療機関の入院に係る看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われ
るもので、患者の負担による付添看護が行われてはならないこととなっております。
- (2) ただし、例えば、コミュニケーション手段について、独自の特別な技術を要する重度
の A L S 患者等については、当該患者との円滑な意思疎通を行うため、この手段につい
て熟知している支援者が必要となる場合があります。
- (3) このため、今般の震災により被災した重度障害者等であって、入院中に当該患者の生
活の特性を熟知している支援者による生活支援が必要な患者については、保険医療機関
の入院において (1) の取扱いに係わらず、当面、当該患者の生活に係る支援を実施し
て差し支えないこととなります。(つまり、当面、生活支援者の付添が認められます。)
- (4) なお、保険医療機関に滞在し、医学的管理等が行われた場合については、保険診療と
しての治療ということになります。

<添付資料>

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院に
係る支援について

(平 23.3.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 18 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	殿
---	---	---

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な
重度障害者等の入院に係る支援について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い被災地等の医療機関においては通常以上の患者を診療する等、緊急的な対応が行われているところである。また、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な重度障害者等におかれては、十分な電力供給に問題が生じる中、安全な生活の確保が必要である。

このように、今般の震災による被害の重大さを踏まえ、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な ALS 等の重度障害者等の入院に係る生活の支援については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 入院における生活の支援に関する取扱いについて

- (1) 保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものとされていること。
- (2) ただし、例えば、コミュニケーション手段について独自の特別な技術を要する重度の ALS 患者等については、当該患者との円滑な意思疎通を行うため、この手段について熟知している支援者により、コミュニケーションに係る支援が行われることが必要な場合がある。

(3) 今般の震災により被災した重度障害者等であって、(2)のように、入院中に当該患者の生活の特性を熟知している支援者が当該患者の生活に係る支援を行う必要がある者については、今般の震災の重大さに鑑み当該支援を保険医療機関において、当面、当該患者の生活に係る支援を実施して差し支えないこと。

(4) なお、単に、電源の確保のみを理由に、一時避難として保険医療機関に滞在する場合には、医療保険上の入院等に該当せず、保険診療とならないが、当該重度障害者等の状態に応じて治療が必要である場合には、保険診療として治療を行うこととなること。

以上